

豊中市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、豊中市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、豊中市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者からの民間賃貸住宅への入居及び居住支援についての相談に対応するための体制等の整備に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 五 豊中市内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居住支援の促進に関すること。
- 六 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 本会の事務等を行うため、一般財団法人豊中市住宅協会に事務局を置く。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、会員の代表者をもって構成し、毎年、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- 三 本会の会長、副会長及び監事を選任すること。
- 四 部会の設置に関すること。

五 会則の制定及び改廃に関すること。

六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、定例又は軽易な事項を議決する場合、その他やむを得ない理由のある場合は、総会の各構成員に対して、議案の概要を記載した書面を回付し又は電磁的記録を送信し、賛否を問い、総会の会議に代えることができる。

(部会)

第7条 本会は事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会は次に掲げるもののうちから、会長が指名するもので組織する。

- 一 別表の区分の組織に属する担当者
- 二 豊中市内において入居支援を実施する事業者等
- 三 学識経験を有する者

3 部会には、部会長を置く。

4 部会長は部会を代表し、会務を総括し部会を招集して議長となる。

5 部会長は、部会員の互選により選任する。

6 部会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員、部会員以外の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会員、部会員以外の出席を求めることができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 1名

2 役員は会員の互選により選任する。ただし、選任された者が任期途中で退任する場合、その任期に係る後任者を速やかに選任するものとする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第4章 会議

(定足数等)

第12条 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

2 会議に出席できない会員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

(秘密の厳守)

第17条 会員、部会員その他本会の活動に参加した者は、この事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律および豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例のほか関連する規定を準用する。

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例において、「実施機関等」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、総会で定める。

別表

区 分	会 員
宅地建物取引業者団体	大阪府宅地建物取引業協会北摂支部
宅地建物取引業者団体	(公社)全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部
福祉事業者団体	(社福)豊中市社会福祉協議会
福祉事業者団体	豊中市障害者自立支援協議会
福祉事業者団体	豊中市地域包括支援センター連絡協議会
居住支援団体	(一財)豊中市住宅協会
豊中市	こども未来部（子育て給付課、こども安心課）
豊中市	市民協働部（人権政策課、くらし支援課）
豊中市	都市計画推進部（住宅課）
豊中市	福祉部（地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課）

附 則

この会則は、平成30年（2018年）11月2日から施行する。

この会則は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この会則は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この会則は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この会則は、令和6年（2024年）2月21日から施行する。

この会則は、令和7年（2025年）5月15日から施行する。